

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市道路占用規則の一部を改正する規則

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「法第35条に規定する事業（法第39条第1項ただし書に規定する政令で定めるものを除く。）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)